破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９７号
北海道旭川市緑町23丁目2174番地の18
債務者　宮村　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９８号
北海道空知郡上富良野町西１線北23号
債務者　尾形　満子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９９号
北海道旭川市末広３条８丁目３番16号
債務者　佐々木治彦
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０３号
北海道旭川市春光台４条３丁目２番25号
債務者　高野　　敏
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４号
北海道上川郡上川町東町182番地　町有住宅12号
債務者　小西　和久
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０６号
北海道旭川市永山５条15丁目４番８号　２階
債務者　神　　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７号
北海道上川郡東川町東町１丁目21番21号
債務者　安保　沙織（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０８号
北海道旭川市豊岡８条３丁目５番８号　サンセット豊岡105号
債務者　前橋　奈々（旧姓野島）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０９号
北海道旭川市末広６条１丁目２番１号　成川マンションＡ
債務者　篠原　　司
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
北海道旭川市忠和４条１丁目３番16号　ポパイの家Ｂ号室
債務者　山口真由美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２００９号
札幌市北区太平５条３丁目２番26号　寺田マンション７号
債務者（破産者）　山下　愼二
1　主文　当裁判所が平成22年７月16日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「札幌市北区北38条西８丁目１番24号　ハイツフランセ38―103号」とあるのを「札幌市北区太平５条３丁目２番26号　寺田マンション７号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４７７号
東京都江東区南砂５丁目８―13―610
破産者　今　　和彦
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７６５号
東京都文京区本駒込２丁目13―31
破産者　木内　　浩
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６号
最後の住所埼玉県所沢市大字山口5040番地39―５―503
破産者　被相続人亡大場昌訓相続財産
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６１号
埼玉県川越市霞ケ関北４丁目21番地13
破産者　有限会社山栄ハウジング
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５４４１号
東京都台東区浅草１丁目27番10号みはる、開始決定時の住所埼玉県越谷市南町１丁目21―24　メナーアンビアンス南Ⅱ―102
破産者　木下いずみ
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部